

令和6年度

みなさんの活動を  
応援します！

# 市民公益活動活性化補助金

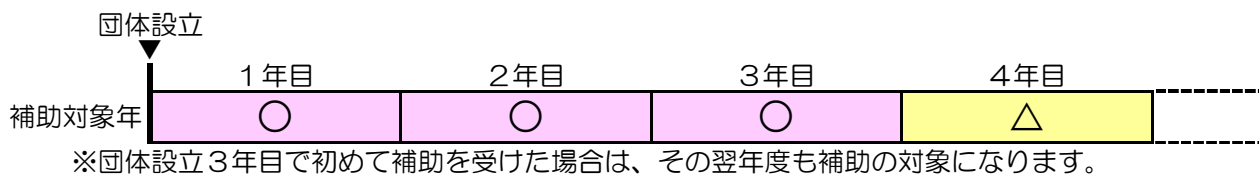
## 募集要項

市では、市民のみなさんが自主的・自発的に行う公益的な活動を応援します！  
ボランティアのグループやNPO法人など、「これから活動を始めてみたい！」、「今の活動をもっと活発にしたい！」とお考えの方は、制度の活用をぜひご検討ください。

### ❁ 初動期活動支援 ❁

設立後3年目までの団体、グループに対して、団体の運営・事業にかかる費用を補助します。  
(上限10万円、1団体2回まで)

「これから活動を始めたい！」、「まだまだ運営が安定しなくて…」といった、市民活動初動期の基盤づくりを応援します！



### ❁ 活動活性化支援 ❁

設立後3年目以降の団体、グループに対して、活動の拡大・活性化のために新たに行う事業にかかる費用を補助します。(上限15万円、3年ごとに1回まで)

「活動をもっとPRしたい！」、「団体のレベルアップを図りたい！」といった、市民活動のステップアップを応援します！



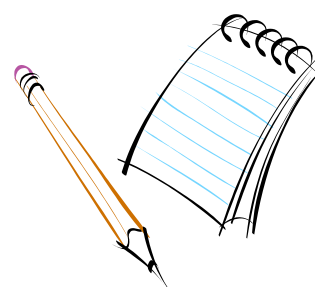
【募集期間】 令和6年4月1日(月)午前8時30分  
～4月19日(金)午後5時15分  
※土・日を除く

【問い合わせ先】 碧南市役所 市民協働部地域協働課  
碧南市市民活動センター



# ～ 目 次 ～

○制度の目的・ねらい	1
○補助金の種類（区分）	1
○補助の対象となる団体	1
○補助の対象となる事業（活動）	2
○補助金の額・補助率・補助の回数	3
○補助の対象となる経費	4
○事業申請から事業完了までの流れ	5
○申請の方法	5
(1) 申請に必要な書類	
(2) 書類の提出方法	
(3) 申請期間	
(4) 事業内容等の審査	
(5) 対象事業の公表	
○お問い合わせ・相談等窓口	7



## 制度の目的・ねらい

碧南市では、平成25年度に「碧南市協働のまちづくりに関する基本条例」を施行し、地域で人と人がつながり、生きがいや幸せを感じることのできる、協働のまちづくりを進めています。

市民一人ひとりが、**まちづくりの**主役であり、より住み良い碧南市をつくっていくためには、皆さんの「自分たちのまちを、自分たちで良くしよう」という意識が欠かせません。

市民公益活動活性化補助金（以下「補助金」といいます。）は、市民が主体となって行う地域活動やボランティア、NPOなどの公益的なまちづくり活動（以下「市民活動」といいます。）を応援することで、新たな市民活動の“芽生え”や既存の活動の“活性化”のお手伝いをするを目的としています。

この補助制度が、みなさんの「こんなまちにしたい！」というアイデアや思いを実現する一助となれば幸いです。

## 補助金の種類（区分）

補助金は、次の2つの区分に分かれています。みなさんの現在の活動状況に応じて活用をご検討ください（設立年月日は、会則等の施行日で確認します。）。

### ○初動期活動支援補助金

設立後3年目までの団体の運営費、事業費に対して補助金を交付します。

「これから活動を始める！」という団体も、要件を満たしていれば補助の対象になります。

### ○活動活性化支援補助金

設立後3年目以降の団体が、活動の拡大のために新たに行う事業に対して補助金を交付します。活動のPRや新規会員の獲得、団体のスキルアップなどに活用できます。

## 補助の対象となる団体

補助金は、市民活動を行う団体（グループ）に対して交付します。以下の要件を満たす団体が、交付の対象になります。

- ・10人以上の構成員がいる団体で、市内に主な活動の拠点があること  
※「構成員」とは、団体の企画・運営に携わる人を指します。受講会員、生徒などは構成員に含みません。
- ・団体の運営に必要な事項を定めた規約、会則等があること
- ・団体の運営、事業に対して市から他の補助金、助成金を受けていないこと  
※「報奨費」「委託料」等は、他の補助金、助成金に含みませんが、補助対象事業と明確に区別してください。
- ・碧南市市民活動センターへの団体登録を行っていること

## 補助の対象となる事業（活動）

補助金は、「碧南市協働のまちづくりに関する基本条例」第2条第6号に定める「市民公益活動」のうち、以下の要件を満たす事業（活動）に対して交付します。

- ・ 団体が自主的かつ主体的に行う事業  
※複数の団体が連携して事業実施する場合は、いずれか1つの団体を補助の対象とします。
- ・ 補助金の申請交付年度内（R6.4.1～翌年3.31）に実施、完了する事業
- ・ 将来的な活動の自立、次年度以降の活動の継続が見込まれる事業
- ・ 複数の団体の連携又は、活動の賛同者や参加者の拡大が見込まれる事業

 上記の要件を満たしていても、下記に該当する事業は補助の対象となりません。

- ・ 調査、研究、物品の販売が主な目的である事業
- ・ 市や他の団体が主催する事業（イベント等）に参加する事業
- ・ その他、補助金交付の目的として適当でない事業

### 市民公益活動ってなに？

碧南市をより住み良いまちにするために、ボランティア団体（個人）やNPO法人、地域の各種団体など、市民のみなさんが自主的、継続的に行う公益的な活動をいいます。

具体的には、以下のような分野の活動が挙げられます。

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</li><li>・ 社会教育の推進を図る活動</li><li>・ まちづくりの推進を図る活動</li><li>・ 観光の振興を図る活動</li><li>・ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動</li><li>・ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</li><li>・ 環境の保存を図る活動</li><li>・ 災害救援活動</li><li>・ 地域安全活動</li><li>・ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動</li><li>・ 国際協力の活動</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</li><li>・ 子どもの健全育成を図る活動</li><li>・ 情報化社会の発展を図る活動</li><li>・ 科学技術の振興を図る活動</li><li>・ 経済活動の活性化を図る活動</li><li>・ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</li><li>・ 消費者の保護を図る活動</li><li>・ 上記の活動を行う団体間の連絡、活動の援助</li><li>・ 上記の活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動</li></ul> |
|---|---|

【特定非営利活動促進法より】

公益性が認められる活動であっても、営利を目的とする活動、政治上の主義主張や宗教を広めるための活動、その他、公序良俗を乱すおそれのある活動等は、市民公益活動とは言えません。

※非営利の活動としての有償サービスや適正な参加者負担金などをもらって行う活動は、営利活動には含まれません。

※ 公益性が曖昧な趣味の活動や仲間内のサークル活動、事業効果が主に市外に及ぶ場合などは、補助の対象になりません。

詳しくは、市役所地域協働課又は市民活動センターにご相談ください。

## 補助金の額・補助率・補助の回数

補助金の種類ごとの補助上限額、補助率は以下のとおりです（※市の予算の範囲内で交付を決定します。）。なお、補助金の交付回数などには制限があります。

### ○初動期活動支援補助金

・補助上限額 10万円（1,000円未満切捨て）

・補助率

（初回）補助対象経費の合計が5万円未満の場合：補助対象経費の全額

// 5万円以上の場合：5万円を超えた部分の2分の1に  
5万円を加算した額

【例えば・・・】

補助対象経費の合計が12万円の場合、  
補助金額は、 $(12万円 - 5万円) \times 1/2 + 5万円 = 8万5千円$ になります。

（2回目）補助対象経費の合計の2分の1

・補助の回数 1団体あたり2回まで

※団体設立3年目で初めて初動期活動支援補助を受けた団体は、その翌年度（4年目）も申し込むことができます。

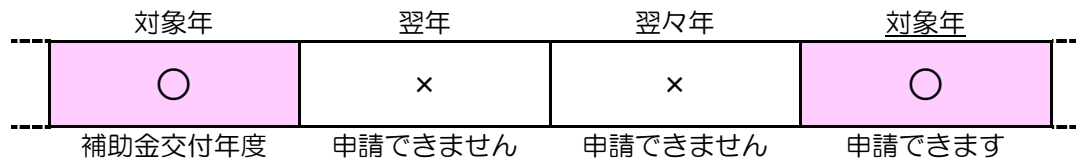
### ○活動活性化支援補助金

・補助上限額 15万円（1,000円未満切捨て）

・補助率 補助対象経費の合計の2分の1

・補助の回数 1団体あたり3年ごとに1回  
（補助金の交付を受けた年から2年間は、補助対象から除きます。）

【活動活性化支援補助金交付イメージ】



※1：同一年度内に補助金の申請ができるのは、1団体1事業限りです。

※2：初動期活動支援補助、活動活性化支援補助の両方を重複して申請することはできません。

※3：交付の審査は、毎年行います（特定の団体、事業を継続的に補助する制度ではありません。）。

## 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、以下のとおりです。初動期活動支援補助金については、団体の運営に経常的にかかる経費も補助対象経費として計上できます。

補助対象経費		経費の内容
報償費		講師、専門家等への謝礼など
需用費	消耗品費	事業用消耗品、材料費など
	印刷製本費	写真現像代、印刷、製本など
	燃料費	石油類、プロパンガスなど
役務費		保険料、郵便料、手数料、筆耕翻訳料など
委託料		補助対象事業に係る外部への委託料で、事業実施に不可欠なもの (例：警備業務委託、設営業務委託など)
使用料及び賃借料		会場使用料、機械器具の借上料、不動産の賃借料など
原材料費		材木、土砂など
備品購入費		購入価格が2万円を超え、長期的に使用する備品で、補助対象事業に不可欠とされるもの

※1：報償費、備品購入費のうち、補助対象経費として計上できる額は、10万円までです。

※2：活動活性化支援補助金では、団体の運営にかかる経費は、補助の対象外です。



以下に該当する経費については、補助の対象外ですのでご注意ください。

- 団体の構成員に対する人件費、謝礼、構成員の懇親又は親睦にかかる経費
- 食糧費（会議等打合せの際の飲み物、従事者賄い等）、旅費
- 記念品や参加賞等、参加者に無償で配布するものの購入にかかる経費、手土産  
 ※団体の活動啓発を目的とする物品（ノベルティグッズ等）の作成にかかる費用は補助の対象になります。
- 使用者が特定の個人に限定されるなど、個人の責任において負担することが適切と思われる備品の購入費
- その他、補助金交付の対象として適当でない経費

### 【例えば・・・】

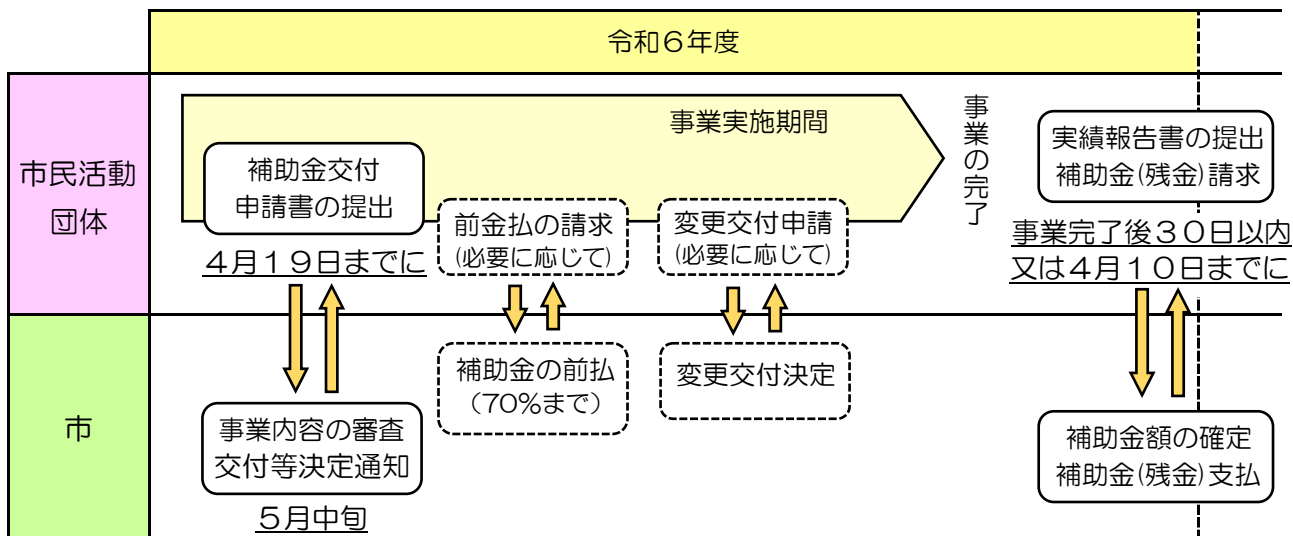
団体の事務作業用で、ノートパソコンを購入する場合、

- 主たる活動場所に設置され、複数の構成員が使用可能なもの・・・補助の対象になります。
- 個人宅に設置され、活動とは別に個人的な利用が想定されるもの・・・補助の対象外です。

※補助対象経費について不明な点は、地域協働課までお尋ねください。

## 事業申請から事業完了までの流れ

補助事業の申請から事業完了までの流れは、概ね以下のとおりです。



※市民活動センターでは、年間を通じて様々な講座を開催しています。活動のスキルアップのために、積極的に受講してください。

## 申請の方法

補助金の交付を希望する団体は、所定の期間内に補助金交付申請書等、必要な書類を提出してください（申請に必要な書類は、初動期活動支援補助金、活動活性化支援補助金ともに同じです。）。

申請締切後、提出された事業内容を審査し、予算の範囲内で採択事業を決定します。

※要件を満たす公益的な活動であっても、審査の結果、補助の対象とならない場合がありますのでご承知ください。

### (1) 申請等に必要な書類

補助金交付申請時	補助金実績報告時（交付を受けた団体）
<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金交付申請書（様式1）</li> <li>申請団体の概要説明書（別紙1）</li> <li>事業実施計画書（別紙2）</li> <li>収支予算書（別紙3）</li> <li>団体の規約又は会則</li> <li>団体の構成員名簿</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業等実績報告書（様式3）</li> <li>補助事業実施報告書（別紙4）</li> <li>収支決算書（別紙5）</li> <li>補助事業自己評価シート（別紙6）</li> <li>支出明細の分かる領収書等の写し ※事業期間内に支払を終えたものが対象です。</li> <li>その他事業の内容の分かる資料</li> </ul>

※領収書の宛名が無い場合、または宛名と申請者が一致しない場合は、補助対象となる支出であっても、対象経費として計上出来ませんので、ご注意ください。

※収支予算書は、補助対象経費のみではなく、補助対象外経費も記載し、活動全体の予算がわかるようにご記入下さい。

## (2) 書類の提出方法

補助金の申請書類等は、所定の期間内に地域協働課まで直接お持ちください。

申請時に、担当職員が補助金の申請理由や事業内容等についてお話を伺います。窓口へは必ず、団体の活動や事業内容、団体の運営（会計等）に精通した方がお越しください。

※ご自身では趣味の活動だと感じていても、考え方や活動の方向によっては公益的な活動につながることもあります。申請を迷っている方は、事前に市民活動センター、市役所地域協働課にご相談ください。

申請書（様式等）は、地域協働課または、市民活動センターの窓口で配布しています。また、地域協働課のホームページからダウンロードすることもできます。



申請の際には、以下のことにご注意ください。

- ・提出書類等に不備がある場合は、申請書の受付ができません。申請作業は期間にゆとりを持って進めてください。
- ・書類提出の際、来庁日時を事前にご連絡いただきますようご協力をお願いします。

## (3) 申請期間・申請書提出先

### ア 申請期間

**令和6年4月1日(月) ～ 4月19日(金)**

※土・日を除く、午前8時30分～午後5時15分までに窓口にお越しください。

※窓口へは、時間にゆとりを持ってお越しください。また、諸事情により時間内の持参が難しい場合は、地域協働課までご相談ください。

### イ 申請書提出先

碧南市役所地域協働課窓口（市役所2階北側）

※市民活動センターでは、申請書の提出はできませんのでご注意ください。

## (4) 事業内容等の審査

提出された申請書類を基に、市で事業内容の審査を行い、補助金の交付を決定します。申請書類を提出される際に、窓口でお話を伺うほか、市の関係各課や市民活動センターを通じて団体の活動状況等をお調べすることがありますので、ご承知ください。

なお、交付の決定にあたっては、概ね次の項目について審査しますので、申請の際の参考にしてください。



## 審査のポイント

審査の視点	主なポイント
公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動が社会的な利益につながるものか？</li> <li>市民ニーズをとらえているか？</li> <li>活動が開かれ、幅広い市民が参加できるか？ など</li> </ul>
主体性	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の特色、専門性が生かされているか？</li> <li>他の主体や補助金に依存していないか？</li> <li>事業をやり遂げようという熱意があるか？ など</li> </ul>
継続性	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業終了後も団体の継続した活動が可能か？</li> <li>団体の自立、活動の基盤強化につながるか？ など</li> </ul>
計画性	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画や各構成員の役割が明確にされているか？</li> <li>スケジュールや予算等、事業計画に無理がないか？ など</li> </ul>
発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の事業の発展、参加者の拡大につながるか？</li> <li>他団体との連携、協働関係の強化につながるか？ など</li> </ul>

### (5) 対象事業の公表

補助の対象となった団体、事業については、構成員個人の氏名や連絡先などの個人情報を除き、市のホームページ、広報などで市民に広く情報発信を行います。

※不交付となった団体や事業、審査結果については、公表しません

## お問い合わせ・相談等窓口

市民公益活動活性化補助金は、市民が主体となったまちづくり活動の芽生えや、既存の市民活動のさらなる活性化を目的とするものです。

「補助金がもらえるから！」と無理をしてしまつては、せつかくの活動も長続きしません。

ボランティアなどの市民活動の基本は、「できる人が、できるときに、できるところで」です。活動を通じて、様々な人が触れ合い、つながり、碧南市がより良いまちになっていけば幸いです。

市では、市民活動センターを中心に、みなさんの活動のお手伝いをしています。困ったときの相談や仲間探しなど、市民活動センターや地域協働課を上手に利用し、活動を楽しんでください！

### 碧南市役所地域協働課

〒447-8601 碧南市松本町 28

TEL : 0566-95-9872 (直通)

FAX : 0566-41-5412

E-mail : tiikika@city.hekinan.lg.jp

### 碧南市市民活動センター (サポプラ)

〒447-0869 碧南市山神町 8-35  
(へきなん福祉センターあいくる内)

TEL : 0566-42-6561

FAX : 0566-42-6571

E-mail : info@hekinan-plaza.jp